

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の事業者及び利用定員について

1 認可及び確認対象施設

施設名	住所	事業者	実施方法	利用定員数			食事の提供	事業開始日	
				合計	0歳	1歳			2歳
岩倉幼稚園	中央町一丁目 45番地1	学校法人岩倉 学園	一般型 (専用室独立実施)	6人	-	3人	3人	なし	令和8年4月1日
曾野幼稚園	曾野町宮前402 番地	学校法人曾野 学園		8人	1人	3人	4人	なし	
てっぴーのお うち	本町前田74番 地6 プロム ナードB棟	NPO法人はんど いんはんど		4人	4人	-	-	なし	

2 事業を実施する日及び時間並びに事業を実施しない日

施設名	事業を実施する日及び時間		事業を実施しない日
	実施日	実施時間	
岩倉幼稚園	月・水・金	9時30分～12時（2時間30分）	①火・木・土・日 ②祝日 ③年末年始 ④お盆期間 ⑤その他施設の管理運営上必要な日
曾野幼稚園	月～金	9時15分～11時45分（2時間30分） 12時～14時30分（2時間30分）	①土・日 ②祝日 ③年末年始 ④お盆期間 ⑤その他施設の管理運営上必要な日
てっぴーのお うち	月・金	9時45分～12時15分（2時間30分） 12時45分～15時15分（2時間30分）	①火～木・土・日 ②祝日 ③年末年始 ④その他施設の管理運営上必要な日

(参考) 意見聴取の規定

●児童福祉法

〔家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業〕

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

③略

④ 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

⑤～⑦ 略

●子ども・子育て支援法

(特定乳児等通園支援事業者の確認)

第54条の2 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第55条第2項第1号及び第2号並びに第56条第1項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。